錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| **会社名** |  |
| **製造所名** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **確認者** | | |
| **製造管理責任者** | **品質管理責任者** | **総括責任者** |
| 氏名  確認日 | 氏名  確認日 | 氏名  確認日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **管理組織の構築及び作業管理の実施（GMPソフト）**  **１．総括責任者等** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 錠剤、カプセル剤等食品の製造等を行う者（以下「製造業者等」という。）は、当該製造等を行う施設（以下「製造所等」という。）ごとに総括責任者を置く。製造業者等は、総括責任者の下に、製造管理に関して実務経験を有する者のうちから製造管理責任者を、品質管理に関して実務経験を有する者のうちから品質管理責任者を、それぞれ置く。なお、実務経験としては、５年以上あることが望ましい。総括責任者は品質管理責任者を兼ねることができるが、製造管理責任者は品質管理責任者を兼ねないようにすること。  責任者の設置にあたっては、以下の点に留意すること。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造等を行う施設（以下「製造所等」という。）ごとに総括責任者を置いているか。 |  |  |  |
| 総括責任者の下に、製造管理に関して実務経験を有する者のうちから製造管理責任者を置いているか。なお、実務経験としては、５年以上あることが望ましい。 |  |  |  |
| 総括責任者の下に、品質管理に関して実務経験を有する者のうちから品質管理責任者を、置いているか。なお、実務経験としては、５年以上あることが望ましい。総括責任者は品質管理責任者を兼ねることができるが、製造管理責任者は品質管理責任者を兼ねないようにすること。 |  |  |  |
| （１）総括責任者の任務 | | | |
| ・　総括責任者は、製造管理及び品質管理に係る業務（以下「製造・品質管理業務」という。）を総括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督を行う。  ・　製造業者等は、総括責任者が業務を行うにあたって支障を生ずることがないようにすること。  ・　総括責任者は、苦情処理に関する業務及び回収処理に関する業務を行うこと。  ・　総括責任者は、バリデーション及び自己点検に関する報告により、それらが適切に行われていることを確認すること。 | | | |
| 総括責任者は、製造管理及び品質管理に係る業務（以下「製造・品質管理業務」という。）を総括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督を行っているか。 |  |  |  |
| 製造業者等は、総括責任者が業務を行うにあたって支障を生ずることがないようにしているか。 |  |  |  |
| 総括責任者は、苦情処理に関する業務及び回収処理に関する業務を適切に行っているか。 |  |  |  |
| 総括責任者は、バリデーション及び自己点検に関する報告により、それらが適切に行われていることを確認しているか。 |  |  |  |
| （２）総括責任者 | | | |
| ・　総括責任者は、（１）の業務を適正に遂行するため、製造管理及び品質管理の知識を有しており、かつ、次のいずれかに該当する者であること。  イ．医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師のうち、いずれかの資格を有する者。  ロ．学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、栄養学、畜産学、水産学、農芸化学又は化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  ハ．製造管理又は品質管理に関する業務に５年以上従事した者 | | | |
| 総括責任者は、製造管理及び品質管理の知識を有しており、かつ、次のいずれかに該当する者であるか。  イ．医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師のうち、いずれかの資格を有する者。  ロ．学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、栄養学、畜産学、水産学、農芸化学又は化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  ハ．製造管理又は品質管理に関する業務に５年以上従事した者 |  |  |  |
| （３）職員 | | | |
| ・　製造業者等は、製造・品質管理業務を適切に実施しうる能力を有する人員を充分に確保すること。  ・　製造業者等は、製造・品質管理業務に従事する職員（総括責任者、製造管理責任者及び品質管理責任者を含む。）の責務及び業務体制を文書により適切に定めること。  ・　品質部門の職員は、基原材料に起因する不均一性を踏まえた錠剤、カプセル剤等食品の均一性の管理を行うために必要な専門知識を有すること。 | | | |
| 製造業者等は、製造・品質管理業務を適切に実施しうる能力を有する人員を充分に確保しているか。 |  |  |  |
| 製造業者等は、製造・品質管理業務に従事する職員（総括責任者、製造管理責任者及び品質管理責任者を含む。）の責務及び業務体制を文書により適切に定めているか。 |  |  |  |
| 品質部門の職員は、基原材料に起因する不均一性を踏まえた錠剤、カプセル剤等食品の均一性の管理を行うために必要な専門知識を有しているか。 |  |  |  |
| （４）製造業者等以外の営業者との連携 | | | |
| 適正製造規範（GMP）による管理は、製造業者等に要求されるものであるが、当該錠剤、カプセル剤等食品を取り扱うその他の関連する営業者とそのGMPによる管理情報を共有することが重要である。 | | | |
| 適正製造規範（GMP）による管理は、製造業者等に要求されるものであるが、当該錠剤、カプセル剤等食品を取り扱うその他の関連する営業者とそのGMPによる管理情報を共有しているか。 |  |  |  |
| 特に表示責任者については、当該錠剤、カプセル剤等食品に係る消費者からの問い合わせ等の内容を精査し、他の営業者との契約の際に情報共有の方法等を盛り込む等必要な協力を行い、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」について（令和６年３月11日付け健生食基発0311第１号・医薬監麻発0311第１号。）に基づく届出などの適切な措置を行うよう努めるとともに、製品の製造工程に起因する品質に係る問題が生じた場合は、製造業者等と共に必要な是正措置や回収等を行うこと。 | | | |
| 特に表示責任者については、当該錠剤、カプセル剤等食品に係る消費者からの問い合わせ等の内容を精査し、他の営業者との契約の際に情報共有の方法等を盛り込む等必要な協力を行っているか。 |  |  |  |
| また、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和６年３月11日付け健生食基発0311第１号・医薬監麻発0311第１号。）に基づく届出などの適切な措置を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 製品の製造工程に起因する品質に係る問題が生じた場合は、製造業者等と共に必要な是正措置や回収等を適切に行っているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２．製品標準書等** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 適正な製造管理及び品質管理を行うためには、組織の役割、作業手順又は、製品の規格等を明確にしておく必要がある。したがって、製造業者は、基準書類に従えば誰もがその役割を果たせるよう、原材料、機械器具、製造管理及び品質管理の方法及び製品の品質等を規定した以下のような文書を作成する必要がある。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）製品標準書 | | | |
| 製造業者等は、製品ごとに、次の①～⑫に掲げる事項について記載した製品標準書を当該製品の製造等に係る製造所等ごとに作成し、これを備え付ける。  製品標準書は、品質部門の承認を受けたものであること。  製品標準書の作成にあたっては、当該製品の製品設計が適切に行われていることが重要である。このため、錠剤、カプセル剤等食品の製品設計は、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」（別添１）の「第６　製品設計における留意事項」に留意して行うこと。また、微生物等（藻類を含む。）の培養又は発酵工程を経て生産される原材料（以下「微生物等関連原材料」という。）を用いる食品の場合、別紙の「微生物等関連原材料を用いる錠剤、カプセル剤等食品の製品標準書の作成に関する指針」も参照すること。  ①　製品の名称及び販売名  ②　製品の成分及び分量  ③　原材料、製品及び中間品の規格及び試験検査の方法  ④　容器包装の規格及び試験検査の方法  ⑤　製品の製造等の方法及び手順  ⑥　標準的仕込み量及びその根拠  ⑦　中間品の保管条件  ⑧　製品の保管条件及び消費期限又は賞味期限  ⑨　一日摂取目安量及び使用上の注意又は取扱い上の注意  ⑩　製品の製造等の一部を委託する者との取決めの内容が分かる書類  ⑪　微生物等関連原材料の同等性／同質性の規格及び試験検査の方法  ⑫　その他必要な事項 | | | |
| 製品ごと、かつ当該製品の製造等に係る製造所等ごとに製品標準書を作成し、備え付けているか。 |  |  |  |
| 製品標準書は、品質部門の承認を受けたものであるか。 |  |  |  |
| 製品標準書に以下の事項が記載されているか。 | | | |
| ①　製品の名称及び販売名 |  |  |  |
| ②　製品の成分及び分量 |  |  |  |
| ③　原材料、製品及び中間品の規格及び試験検査の方法 |  |  |  |
| ④　容器包装の規格及び試験検査の方法 |  |  |  |
| ⑤　製品の製造等の方法及び手順 |  |  |  |
| ⑥　標準的仕込み量及びその根拠 |  |  |  |
| ⑦　中間品の保管条件 |  |  |  |
| ⑧　製品の保管条件及び消費期限又は賞味期限 |  |  |  |
| ⑨　一日摂取目安量及び使用上の注意又は取扱い上の注意 |  |  |  |
| ⑩　製品の製造等の一部を委託する者との取決めの内容が分かる書類 |  |  |  |
| ⑪　微生物等関連原材料の同等性／同質性の規格及び試験検査の方法 |  |  |  |
| ⑫　その他必要な事項 |  |  |  |
| 錠剤、カプセル剤等食品の製品設計は、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」（別添１）の「第６　製品設計における留意事項」に留意して行っているか。 |  |  |  |
| 微生物等（藻類を含む。）の培養又は発酵工程を経て生産される原材料（以下「微生物等関連原材料」という。）を用いる食品の場合、別紙の「微生物等関連原材料を用いる錠剤、カプセル剤等食品の製品標準書の作成に関する指針」も参照しているか。 |  |  |  |
| （２）製造管理基準書 | | | |
| 製造業者等は、製品の製造等に係る製造所等ごとに、次に掲げる製造管理に関する事項について記載した製造管理基準書を作成し、これを備え付ける。  ①　原材料及び容器包装資材の入荷、保管並びに出庫時の注意事項  ②　製品及び中間品の入出庫、保管並びに出荷時の注意事項  ③　製造工程の管理に関する事項  ④　製造設備及び器具の管理に関する事項  ⑤　原材料、容器包装資材、製造方法及び製造設備の変更に関する事項  ⑥　作業担当者の作業管理に関する事項  ⑦　その他製造管理に必要な事項 | | | |
| 製品の製造等に係る製造所等ごとに、製造管理基準書を作成し、備え付けているか。 |  |  |  |
| 製造管理基準書に以下の事項が記載されているか。 | | | |
| ①　原材料及び容器包装資材の入荷、保管並びに出庫時の注意事項 |  |  |  |
| ②　製品及び中間品の入出庫、保管並びに出荷時の注意事項 |  |  |  |
| ③　製造工程の管理に関する事項 |  |  |  |
| ④　製造設備及び器具の管理に関する事項 |  |  |  |
| ⑤　原材料、容器包装資材、製造方法及び製造設備の変更に関する事項 |  |  |  |
| ⑥　作業担当者の作業管理に関する事項 |  |  |  |
| ⑦　その他製造管理に必要な事項 |  |  |  |
| （３）品質管理基準書 | | | |
| 製造業者等は、製品の製造等に係る製造所等ごとに、次に掲げる品質管理に関する事項について記載した品質管理基準書を作成し、これを備え付ける。  ①　製品等の試験検査についての検体の採取等に関する事項（採取場所の指定を含む。）  ②　原材料、容器包装資材及び購入したバルク等中間品の品質管理に関する事項  ③　試験検査の実施状況及び結果の判定に関する事項  ④　総括責任者及び製造管理責任者に対する判定結果についての報告並びに連絡に関する事項  ⑤　製品等の保管サンプルの採取及び管理に関する事項  ⑥　長期在庫品の取扱に関する事項  ⑦　試験検査に関する設備及び器具の点検整備に関する事項  ⑧　試験検査を実施するための管理等に関する事項  ⑨　再試験検査を必要とする場合の取扱いに関する事項  ⑩　その他品質管理に必要な事項 | | | |
| 製品の製造等に係る製造所等ごとに、品質管理基準書を作成し、備え付けているか。 |  |  |  |
| 品質管理基準書に以下の事項が記載されているか。 | | | |
| ①　製品等の試験検査についての検体の採取等に関する事項（採取場所の指定を含む。） |  |  |  |
| ②　原材料、容器包装資材及び購入したバルク等中間品の品質管理に関する事項 |  |  |  |
| ③　試験検査の実施状況及び結果の判定に関する事項 |  |  |  |
| ④　総括責任者及び製造管理責任者に対する判定結果についての報告並びに連絡に関する事項 |  |  |  |
| ⑤　製品等の保管サンプルの採取及び管理に関する事項 |  |  |  |
| ⑥　長期在庫品の取扱に関する事項 |  |  |  |
| ⑦　試験検査に関する設備及び器具の点検整備に関する事項 |  |  |  |
| ⑧　試験検査を実施するための管理等に関する事項 |  |  |  |
| ⑨　再試験検査を必要とする場合の取扱いに関する事項 |  |  |  |
| ⑩　その他品質管理に必要な事項 |  |  |  |
| （４）手順書 | | | |
| 製造業者等は、製品の製造等に係る製造所等ごとに、次に掲げる事項について記載した手順書を作成し、これを備え付ける。  ①　製品の製造等を行う施設からの出荷の管理に関する手順  ②　製造手順等についてのバリデーションに関する手順  ③　製造手順等の変更の管理に関する手順  ④　製造手順等からの逸脱の管理に関する手順  ⑤　製品の品質情報及び品質不良等の処理に関する手順  ⑥　自己点検に関する手順  ⑦　文書及び記録の作成方法並びに管理に関する手順  ⑧　その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順 | | | |
| 製品の製造等に係る製造所等ごとに、次に掲げる事項について記載した手順書を作成し、備え付けているか。 | | | |
| ①　製品の製造等を行う施設からの出荷の管理に関する手順 |  |  |  |
| ②　製造手順等についてのバリデーションに関する手順 |  |  |  |
| ③　製造手順等の変更の管理に関する手順 |  |  |  |
| ④　製造手順等からの逸脱の管理に関する手順 |  |  |  |
| ⑤　製品の品質情報及び品質不良等の処理に関する手順 |  |  |  |
| ⑥　自己点検に関する手順 |  |  |  |
| ⑦　文書及び記録の作成方法並びに管理に関する手順 |  |  |  |
| ⑧　その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３．原材料の製造管理及び品質管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）製品の製造等に用いる原材料は、製品標準書の規格に適合したものを使用すること。 | | | |
| 製品の製造等に用いる原材料は、製品標準書の規格に適合したものであるか。 |  |  |  |
| （２）製造業者等は、製品標準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「製品標準書等」という。）に基づき、原材料をロットごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管する。 | | | |
| 製品標準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「製品標準書等」という。）に基づき、原材料をロットごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| （３）製造業者等は、製品の原材料について、次に掲げる製品の区分に応じ、それぞれに定める期間、ロットごとに所定の試験検査に必要な量を適切な条件の下で保管する。  ①　製造等がされた日から一定の期間が経過しており、規格に適合しているかどうか等について改めて試験検査を行う必要があるものとして設定された日がある製品：当該製品の出荷が完了した日から３年間  ②　①に掲げるもの以外の製品：消費期限又は賞味期限に１年を加算した期間 | | | |
| 製品の原材料について、次に掲げる製品の区分に応じ、それぞれに定める期間、ロットごとに所定の試験検査に必要な量を適切な条件の下で保管しているか。  ①　製造等がされた日から一定の期間が経過しており、規格に適合しているかどうか等について改めて試験検査を行う必要があるものとして設定された日がある製品：当該製品の出荷が完了した日から３年間  ②　①に掲げるもの以外の製品：消費期限又は賞味期限に１年を加算した期間 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４．製品の製造管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、製品標準書等に基づき、次に掲げる製品等の製造管理に係る業務を適切に行う。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）製品の製造等の工程における指示事項、注意事項等を記載した製造指図書を作成し、これに基づき製品を製造すること。製造指図書は原則としてロットごとに作成し、次に掲げる事項を記載する。  ・　指図者及び指図年月日  ・　製品等の名称、形態、外観及びロット番号又は製造番号  ・　原材料の名称及び配合量又は仕込み量  ・　各製造工程における製品（中間品を含む。）の理論収量（理論収量を求めることが困難な場合は標準収量）  ・　各製造工程における作業上の指示又は注意事項  ・　容器包装資材に関する指示又は注意事項 | | | |
| 製品の製造等の工程における指示事項、注意事項等を記載した製造指図書を（原則として）ロットごとに作成し、これに基づき製品を製造しているか。 |  |  |  |
| 製造指図書には以下の事項が記載されているか。 | | | |
| ・　指図者及び指図年月日 |  |  |  |
| ・　製品等の名称、形態、外観及びロット番号又は製造番号 |  |  |  |
| ・　原材料の名称及び配合量又は仕込み量 |  |  |  |
| ・　各製造工程における製品（中間品を含む。）の理論収量（理論収量を求めることが困難な場合は標準収量） |  |  |  |
| ・　各製造工程における作業上の指示又は注意事項 |  |  |  |
| ・　容器包装資材に関する指示又は注意事項 |  |  |  |
| （２）同等＊性及び均一性が確認された原材料を用いて、製品標準書の規格に基づき管理を行うとともに、最終製品においても均一化し、規格に定められた範囲を確保すること。  ＊「同等」とは、１. 基原が一致しており、２. 純度が同程度とみなせる場合をいう。 | | | |
| 同等性及び均一性が確認された原材料を用いて、製品標準書の規格に基づき管理を行うとともに、最終製品においても均一化し、規格に定められた範囲を確保しているか。 |  |  |  |
| （３）製品の製造等に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。製品の製造等において記録する事項は以下のとおりとする。  ・　製品の名称及びロット番号又は製造番号  ・　製造工程名及び作業年月日  ・　原材料の名称、ロット番号又は製造番号及び配合量又は仕込み量  ・　容器包装資材の名称、管理番号及び使用量  ・　各製造工程においての出来高量又は理論収量に対する収率  ・　製造工程中に行った製造部門においての試験検査の結果及びその結果が不適であった場合において行われた措置  ・　品質部門による試験検査の結果が不適であった場合において行われた措置  ・　各製造工程が製造指図書に従って行われた旨の確認  ・　上記のほか、製造等の作業中に行われた措置  ・　記録を行った者の氏名及び記録年月日  ・　消費期限等  ・　製造管理が適切に行われていることの製造部門による確認が行われた旨  ・　品質部門が出荷の可否を確認した旨 | | | |
| 製品の製造等に関する以下の記録をロットごとに作成し、保管しているか。 | | | |
| ・　製品の名称及びロット番号又は製造番号 |  |  |  |
| ・　製造工程名及び作業年月日 |  |  |  |
| ・　原材料の名称、ロット番号又は製造番号及び配合量又は仕込み量 |  |  |  |
| ・　容器包装資材の名称、管理番号及び使用量 |  |  |  |
| ・　各製造工程においての出来高量又は理論収量に対する収率 |  |  |  |
| ・　製造工程中に行った製造部門においての試験検査の結果及びその結果が不適であった場合において行われた措置 |  |  |  |
| ・　品質部門による試験検査の結果が不適であった場合において行われた措置 |  |  |  |
| ・　各製造工程が製造指図書に従って行われた旨の確認 |  |  |  |
| ・　上記のほか、製造等の作業中に行われた措置 |  |  |  |
| ・　記録を行った者の氏名及び記録年月日 |  |  |  |
| ・　消費期限又は賞味期限 |  |  |  |
| ・　製造管理が適切に行われていることの製造部門による確認が行われた旨 |  |  |  |
| ・　品質部門が出荷の可否を確認した旨 |  |  |  |
| （４）製品の容器包装及び表示が適正であることをロットごとに確認し、その記録を作成し、これを保管すること。 | | | |
| 製品の容器包装及び表示が適正であることをロットごとに確認し、その記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| （５）製品についてはロットごとに、容器包装資材については管理単位ごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。製品等及び容器包装資材について、保管及び記録を適切に行うにあたっての留意事項は以下の通りとする。  ・　製品等及び容器包装資材は、明確に区分された場所に保管すること。  ・　製品等は、種類ごとに試験検査の前後のものを、表示又は区分等を適切に行い保管すること。また、試験検査の結果、不適と判定されたものについては、他のものと明確に区分された場所に保管すること。  ・　製品等の保管については、それぞれの保管条件に従って品質に影響のないように保管するとともに、関係法令によって保管条件が定められているものについては、当該条件に従って保管すること。  ・　原材料の保管及び出納について、品目及びロットごとに記載した記録を作成すること。  ・　製品の保管及び出納について、製品及びロットごとに入庫年月日、入庫数量、保管中に行った措置、出荷年月日、出荷数量及び出荷先を記載した記録を作成すること。  ・　容器包装資材の保管及び出納について、品目及び管理単位ごとに記載した記録を作成すること。 | | | |
| 製品についてはロットごとに、容器包装資材については管理単位ごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管しているか。 | | | |
| ・　製品等及び容器包装資材は、明確に区分された場所に保管しているか。 |  |  |  |
| ・　製品等は、種類ごとに試験検査の前後のものを、表示又は区分等を適切に行い保管しているか。また、試験検査の結果、不適と判定されたものについては、他のものと明確に区分された場所に保管しているか。 |  |  |  |
| ・　製品等の保管については、それぞれの保管条件に従って品質に影響のないように保管するとともに、関係法令によって保管条件が定められているものについては、当該条件に従って保管しているか。 |  |  |  |
| ・　原材料の保管及び出納について、品目及びロットごとに記載した記録を作成しているか。 |  |  |  |
| ・　製品の保管及び出納について、製品及びロットごとに入庫年月日、入庫数量、保管中に行った措置、出荷年月日、出荷数量及び出荷先を記載した記録を作成しているか。 |  |  |  |
| ・　容器包装資材の保管及び出納について、品目及び管理単位ごとに記載した記録を作成しているか。 |  |  |  |
| （６）構造設備の定期的な点検整備及び計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。 | | | |
| 構造設備の定期的な点検整備及び計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| （７）製品等の製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認すること。 | | | |
| 製品等の製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認しているか。 |  |  |  |
| （８）製品設計時に定めた製品の規格に適合させるために、他の物質を追加又は混合する場合は、その量を明記しておくこと。同じ基原材料の異なるバッチを混合する場合、同種の基原材料で異なるロットの中間品を混合する場合は、追跡できるように工程記録を保管するとともに、必要に応じて規格に適合しているか試験を行うこと。 | | | |
| 製品設計時に定めた製品の規格に適合させるために、他の物質を追加又は混合する場合は、その量を明記したか。 |  |  |  |
| 同じ基原材料の異なるバッチを混合する場合、同種の基原材料で異なるロットの中間品を混合する場合は、追跡できるように工程記録を保管するとともに、必要に応じて規格に適合しているか試験を行っているか。 |  |  |  |
| （９）その他必要な製造管理を行うこと。 | | | |
| その他必要な製造管理を行っているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５．製品の品質管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書等に基づき、次に掲げる製品等の品質管理に係る業務を適切に行わせる。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| 品質管理責任者は、製品標準書等に基づき、製品等の品質管理に係る業務を適切に行っているか。 |  |  |  |
| （１）製品等はロットごとに、容器包装及び表示は管理単位ごとに試験検査に必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。検体の採取の記録（検体採取記録）には次に掲げる事項を記載すること。  ・　検体名  ・　ロット番号、製造番号又は管理番号  ・　検体採取年月日及び採取した者の氏名 | | | |
| 製品等はロットごとに、容器包装及び表示は管理単位ごとに試験検査に必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| 検体の採取の記録（検体採取記録）には次に掲げる事項を記載しているか。 | | | |
| ・　検体名 |  |  |  |
| ・　ロット番号、製造番号又は管理番号 |  |  |  |
| ・　検体採取年月日及び採取した者の氏名 |  |  |  |
| （２）採取検体をロットごと又は管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。試験検査の記録（試験検査記録）には次に掲げる事項を記載すること。  ・　検体名  ・　ロット番号、製造番号又は管理番号  ・　試験検査項目、試験検査実施年月日、試験検査を行った者の氏名及び試験検査の結果  ・　試験検査結果の適否の判定の内容、判定をした年月日及び判定を行った者の氏名 | | | |
| 試験検査の記録（試験検査記録）には次に掲げる事項を記載しているか。 | | | |
| ・　検体名 |  |  |  |
| ・　ロット番号、製造番号又は管理番号 |  |  |  |
| ・　試験検査項目、試験検査実施年月日、試験検査を行った者の氏名及び試験検査の結果 |  |  |  |
| ・　試験検査結果の適否の判定の内容、判定をした年月日及び判定を行った者の氏名 |  |  |  |
| （３）原材料がロットごとに均一化され、製品について、規格に定められた範囲を確保していることを確認すること。 | | | |
| 原材料がロットごとに均一化され、製品について、規格に定められた範囲を確保していることを確認しているか。 |  |  |  |
| （４）試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整備並びに計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。 | | | |
| 試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整備並びに計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、これを保管しているか。 |  |  |  |
| （５）試験に用いる試薬、標準品等の使用期限を定め、適切に管理すること。 | | | |
| 試験に用いる試薬、標準品等の使用期限を定め、適切に管理しているか。 |  |  |  |
| （６）製品等について、ロットごとに所定の試験検査に必要な量の２倍以上の量を参考品として、当該製品の消費期限等から起算して１年間適切な保管条件の下で保管すること。 | | | |
| 製品等について、ロットごとに所定の試験検査に必要な量の２倍以上の量を参考品として、当該製品の消費期限等から起算して１年間適切な保管条件の下で保管しているか。 |  |  |  |
| （７）その他必要な品質管理を行うこと。 | | | |
| その他必要な品質管理を行っているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **６．出荷管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、総括責任者に、製品標準書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を評価させ、製品の製造所等からの出荷の可否を判定させること。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| 総括責任者は、製品標準書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を評価し、製品の製造所等からの出荷の可否を判定しているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **７．バリデーションの実施等** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）製造業者等は、次に掲げる場合においては、バリデーションを行う。  ①　製品の製造等を行う施設において初めて製造等を開始する場合  ②　製品の品質に大きな影響を及ぼす製造手順等の変更がある場合  ③　その他製品の製造管理及び品質管理を適正に行うため必要と認められる場合 | | | |
| 製造業者等は、次に掲げる場合においては、バリデーションを行っているか。 | | | |
| ①　製品の製造等を行う施設において初めて製造等を開始する場合 |  |  |  |
| ②　製品の品質に大きな影響を及ぼす製造手順等の変更がある場合 |  |  |  |
| ③　その他製品の製造管理及び品質管理を適正に行うため必要と認められる場合 |  |  |  |
| （２）（１）の規定によるバリデーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理の改善が必要な場合は、所要の措置を講ずるとともに、当該措置に関する記録を作成し、これを保管する。 | | | |
| （１）の規定によるバリデーションの結果に基づき、製造管理又は品質管理の改善が必要な場合は、所要の措置を講ずるとともに、当該措置に関する記録を作成し、これを保管しているか。 |  |  |  |
| （３）バリデーションに関する手順に掲げるべき事項は次のとおり。  ・　製造業者等の全体的なバリデーションの方針  ・　製造業者等の職員のうち、あらかじめ指定した者及びその他の関係する組織の責務等に関する事項  ・　各バリデーションの実施時期に関する事項  ・　バリデーションの実施計画書の作成、変更及びその承認手続等に関する事項  ・　バリデーションの実施報告書の作成、評価及びその承認手続（記録方法も含む。）に関する事項  ・　バリデーションに関する文書の保管に関する事項  ・　その他必要な事項 | | | |
| バリデーションに関する手順に次の事項を掲げているか。 | | | |
| ・　製造業者等の全体的なバリデーションの方針 |  |  |  |
| ・　製造業者等の職員のうち、あらかじめ指定した者及びその他の関係する組織の責務等に関する事項 |  |  |  |
| ・　各バリデーションの実施時期に関する事項 |  |  |  |
| ・　バリデーションの実施計画書の作成、変更及びその承認手続等に関する事項 |  |  |  |
| ・　バリデーションの実施報告書の作成、評価及びその承認手続（記録方法も含む。）に関する事項 |  |  |  |
| ・　バリデーションに関する文書の保管に関する事項 |  |  |  |
| ・　その他必要な事項 |  |  |  |
| （４）バリデーションを行う際の留意事項は次のとおり。  ・　職員は、製品標準書等に基づき、バリデーションの計画及び結果を品質部門等に対して文書により報告すること。  ・　バリデーションが必要な設備、システム、装置、製造等の工程及び洗浄作業は、製品の剤形、品質特性、工業化研究や類似製品に対する過去の製造実績等の結果から品質リスクを考慮して、製造業者等が自ら特定すること。 | | | |
| 職員は、製品標準書等に基づき、バリデーションの計画及び結果を品質部門等に対して文書により報告しているか。 |  |  |  |
| バリデーションが必要な設備、システム、装置、製造等の工程及び洗浄作業は、製品の剤形、品質特性、工業化研究や類似製品に対する過去の製造実績等の結果から品質リスクを考慮して特定しているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **８．製造手順等の変更の管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、製造手順等について、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定された者に、製品標準書等に基づき、次に掲げる事項を行わせる。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造業者等は、製造手順等について、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定された者に、製品標準書等に基づき、次に掲げる事項を行わせているか。 | | | |
| （１）当該変更による製品の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて、品質部門の承認を受け、その記録を作成し、保管すること。 | | | |
| 当該変更による製品の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて、品質部門の承認を受け、その記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| （２）品質部門の承認を受けて変更を行うときは、関連する文書の改訂、職員の教育訓練その他所要の措置を講ずること。 | | | |
| 品質部門の承認を受けて変更を行うときは、関連する文書の改訂、職員の教育訓練その他所要の措置を講じているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **９．製造手順等からの逸脱の管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、製造手順等からの逸脱が生じた場合は、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じる。 | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** | |
| 製造業者等は、製造手順等からの逸脱が生じた場合は、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じているか。 | | | | |
| （１）逸脱の内容を記録すること。 | | | | |
| 逸脱の内容を記録しているか。 |  |  |  | |
| （２）重大な逸脱が生じた場合の品質影響の評価及び評価内容に応じた措置を行うこと。 | | | | |
| 重大な逸脱が生じた場合の品質影響の評価及び評価内容に応じた措置を行っているか。 |  |  |  | |
| （３）職員は、評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して報告すること。 | | | | |
| 職員は、評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に対して報告しているか。 |  |  |  | |
| （４）報告された評価の結果及び措置について、品質部門の承認を受けること。 | | | | |
| 報告された評価の結果及び措置について、品質部門の承認を受けているか。 |  |  |  | |
| （５）品質部門は、製品標準書等に基づき、上記により確認した記録を作成し、保管するとともに、上記の記録とともに、総括責任者に対して文書により適切に報告すること。 | | | | |
| 品質部門は、製品標準書等に基づき、上記により確認した記録を作成し、保管しているか。また、上記の記録とともに、総括責任者に対して文書により適切に報告しているか。 |  |  |  | |
| **１０．品質情報の管理** | | | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、製品の品質情報を得たときは、その品質情報に係る事項が当該製造等を行う施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じる。 | | | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造業者等は、製品の品質情報を得たときは、その品質情報に係る事項が当該製造等を行う施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じているか。 | | | |
| （１）当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を講ずること。 | | | |
| 当該品質情報に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を講じているか。 |  |  |  |
| （２）措置を講じた職員は、品質部門に対して速やかに報告し、品質部門の確認を受けること。 | | | |
| 措置を講じた職員は、品質部門に対して速やかに報告し、品質部門の確認を受けているか。 |  |  |  |
| （３）品質部門は、製品標準書等に基づき、当該事項を総括責任者に対して適切に報告すること。 | | | |
| 品質部門は、製品標準書等に基づき、当該事項を総括責任者に対して適切に報告しているか。 |  |  |  |
| （４）総括責任者は、品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合において、所要の措置が速やかに行われていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ改善等所要の措置を行うよう指示すること。 | | | |
| 総括責任者は、品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合において、所要の措置が速やかに行われていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ改善等所要の措置を行うよう指示しているか。 |  |  |  |
| （５）当該品質情報に係る事項の内容、原因究明の結果及び改善措置の記録を作成し、これを保管すること。 | | | |
| 当該品質情報に係る事項の内容、原因究明の結果及び改善措置の記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１１．自己点検** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）製造所等の製造管理及び品質管理について、定期的に自己点検を行う。 | | | |
| 製造所等の製造管理及び品質管理について、定期的に自己点検を実施しているか。 |  |  |  |
| （２）職員は、製品標準書等に基づき、自己点検の結果を総括責任者に対して文書により報告すること。 | | | |
| 職員は、製品標準書等に基づき、自己点検の結果を総括責任者に対して文書により報告しているか。 |  |  |  |
| （３）職員は、製品標準書等に基づき、自己点検の結果の記録を作成し、これを保管すること。 | | | |
| 職員は、製品標準書等に基づき、自己点検の結果の記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |
| （４）自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に改善が必要な場合は、所要の措置を講ずるとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管する。 | | | |
| 自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に改善が必要な場合は、所要の措置を講ずるとともに、当該措置の記録を作成し、保管しているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１２．文書及び記録の作成方法並びに管理** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| 製造業者等は、製品の製造等にあたっては、製品標準書等に基づき、次のとおり文書及び記録の管理を適切に行う。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| 製造業者等は、製品の製造等にあたっては、製品標準書等に基づき、以下のとおり文書及び記録の管理を適切に行っているか。 | | | |
| （１）文書を作成し、又は改訂する場合においては、当該文書の管理に責任を有する者の承認を受け、配布、保管等を行うこと。 | | | |
| 文書を作成、又は改訂する場合においては、当該文書の管理に責任を有する者の承認を受け、配布、保管等を行っているか。 |  |  |  |
| （２）製品標準書等を作成し、又は改訂するときは、当該製品標準書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。 | | | |
| 製品標準書等を作成、又は改訂するときは、当該製品標準書等にその日付を記載したか。また、それ以前の改訂に係る履歴を保管しているか。 |  |  |  |
| （３）製品の製造等、保管及び出納に関する記録は、作成の日から３年間又は消費期限若しくは賞味期限から１年間保管すること。 | | | |
| 製品の製造等、保管及び出納に関する記録は、作成の日から３年間又は消費期限若しくは賞味期限から１年間保管しているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１３．その他** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| （１）安全性確保の責務 | | | | |
| 製品の安全性の確保については、食品等事業者の責務として法第３条に規定されているところであるが、錠剤、カプセル剤等食品の製造、販売等に関しては、その特性を踏まえ、基原材料の加工業者から最終製品の販売者に至るまでの、全ての営業者がそれぞれの段階で、安全性確保において責任を果たすこと。 | | | | |
| 製品の安全性の確保については、食品等事業者の責務として法第３条に規定されているが、錠剤、カプセル剤等食品の製造、販売等に関しては、その特性を踏まえ、基原材料の加工業者から最終製品の販売者に至るまでの、全ての営業者がそれぞれの段階で、安全性確保において責任を果たしているか。 |  | |  |  |
| （２）安全性・毒性情報の収集 | | | | |
| 製造業者等は、原材料に含まれる健康被害の生じるおそれのある物質について、安全性情報を収集し評価すること。評価にあたっては「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」（別添１）を参照すること。 | | | | |
| 製造業者等は、原材料に含まれる健康被害の生じるおそれのある物質について、安全性情報を収集し評価しているか。  評価にあたっては「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」（別添１）を参照すること。 |  |  | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１４．その他の管理上の留意点** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| ①　作業工程のうち品質を左右する重要な工程において複数の人員によるチェックを行い記録すること。  ②　総括責任者、各責任者及び作業員等GMPに従事する者全てに対して、教育訓練を計画的に実施すること。  ③　食品等事業者（公衆衛生に与える影響が少ない営業を営む者は除く。）は、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を行うことが求められている。食品衛生法第51条及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17、別表第18等に基づき、施設の衛生管理等について必要な対策を講ずること。 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| ①　作業工程のうち品質を左右する重要な工程において複数の人員によるチェックを行い記録しているか。 |  |  |  |
| ②　総括責任者、各責任者及び作業員等GMPに従事する者全てに対して、教育訓練を計画的に実施しているか。 |  |  |  |
| ③　食品等事業者（公衆衛生に与える影響が少ない営業を営む者は除く。）は、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を行うことが求められている。施設の衛生管理等について必要な対策を講じているか。 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **構造設備の構築（GMPハード）（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に該当しない場合）** | **点検日** | **点検者**  **（当該作業を担当していない第三者）** |
|  |  |
| ①　作業室は、作業に支障のない広さを持ち、例えば表示包装作業室では、ラベルの貼り違いを防ぐために異品目の作業台の間に仕切りをしたり、十分な間隔をとる等により、混同等の間違いを防ぐことができるような広さと構造をもつこと。  ②　粉塵等によって製品が汚染されることを防ぐことができること。  ③　作業室を専用化するなど、交叉汚染を防止できること。  ④　作業室の床、壁、天井等の材質は清掃しやすいものであって必要に応じて消毒ができること。  ⑤　製品の製造に使用する機械器具及び容器等で特に原材料、製品等に直接接触する部分は、製品を変化させない材質のものであり、製造機械は潤滑油により製品を汚染しない構造となっていること。  ⑥　作業室及び機械設備が、製造工程の順序に従って合理的に配置されていること。  ⑦　手洗い設備及び更衣室を有すること。 | | |

| **点検項目** | **点検結果**  **(適合・適合（推奨事項あり）**  **・不適合・適用除外）** | **不適合事由**  **又は推奨事項** | **確認結果や遵守状況が**  **判断できる客観的根拠** |
| --- | --- | --- | --- |
| ①　作業室は、作業に支障のない広さを持ち、例えば表示包装作業室では、ラベルの貼り違いを防ぐために異品目の作業台の間に仕切りをしたり、十分な間隔をとる等により、混同等の間違いを防ぐことができるような広さと構造を有しているか。 |  |  |  |
| ②　粉塵等によって製品が汚染されることを防ぐことができるよう設計されているか。 |  |  |  |
| ③　作業室を専用化するなど、交叉汚染を防止できるよう設計されているか。 |  |  |  |
| ④　作業室の床、壁、天井等の材質は清掃しやすいものであって必要に応じて消毒ができるか。 |  |  |  |
| ⑤　製品の製造に使用する機械器具及び容器等で特に原材料、製品等に直接接触する部分は、製品を変化させない材質のものであり、製造機械は潤滑油により製品を汚染しない構造となっているか。 |  |  |  |
| ⑥　作業室及び機械設備が、製造工程の順序に従って合理的に配置されているか。 |  |  |  |
| ⑦　手洗い設備及び更衣室を有しているか。 |  |  |  |